

京都市立上鳥羽小学校
校長 西 健児 様

上鳥羽小学校体育施設開放事業運営委員会
上鳥羽小学校夜間照明開放事業運営委員会

上鳥羽小学校体育館及び校庭（グラウンド）12月分（予定）

標記の件につきましては、下記のとおりでありますのでご配慮を宜しくお願い申し上げます。

体育館

日	曜日	使用団体	種目：利用内容	利用時間	備考
1	日	ドルフィンズ	バスケットボール	9：00～12：00	
5	木	PTAバレー	バレーボール	19：00～20：55	
7	土	ドルフィンズ	バスケットボール	9：00～12：00	
12	木	PTAバレー	バレーボール	19：00～20：55	
14	土	体育振興会	卓球	19：00～20：55	
19	木	PTAバレー	バレーボール	19：00～20：55	
21	土	ドルフィンズ	バスケットボール	9：00～12：00	
22	日	ドルフィンズ	バスケットボール	9：00～12：00	

校庭（グラウンド）

日	曜日	使用団体	種目：利用内容	利用時間	備考
3	火	体育振興会	ソフトボール	19：00～20：55	
4	水	体育振興会	グラウンドゴルフ	19：00～20：55	
5	木	体育振興会	ソフトボール	19：00～20：55	
10	火	体育振興会	ソフトボール	19：00～20：55	
12	木	体育振興会	ソフトボール	19：00～20：55	
17	火	体育振興会	ソフトボール	19：00～20：55	
18	水	体育振興会	グラウンドゴルフ	19：00～20：55	
19	木	体育振興会	ソフトボール	19：00～20：55	

- 学校体育施設を利用される場合は、学校行事、天候による利用制限がありますので、必ず関係者に問い合わせ、連絡して下さい。(075-691-0393 小学校)
- 使用団体は、校門及び使用された施設（体育館など）の施錠を行うこと。
- 使用を許可された施設以外の学校施設に立ち入らないこと。
- 許可された種目以外のスポーツをしないこと。
- 使用時間を守ること。
- 飲酒・喫煙は厳禁。
- 防火防犯に努めること。
- 使用後はよく清掃し、使用した用具を整備し、すべてを現状に復すること。
- 施設または設備を破損したときは、その損害を賠償すること。
- 使用権を第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
- その他、運営委員会または校長(職員)の指示に従うこと。